

損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／その他資産(商品先物) 【設定日】 2007年8月13日

【決算日】 原則5月24日

基準価額の下落について

11日の商品市況は、エネルギー（原油・灯油）を中心に大きく下落しました。

昨年12月にOPEC（石油輸出国機構）が高水準の生産量を維持する方針を発表する一方で原油在庫が増加するなど、需給バランスの悪化懸念から原油価格は下落傾向を辿っていました。それに加えて、エネルギー消費大国である中国の本土株式市場が11日に大きく下落したことで投資家のセンチメントはさらに悪化し、代表指標であるWTI原油先物価格は同日、5%を超える大幅な下落を記録しました。灯油先物価格も原油価格の急落を嫌気して、大きく下落しました。

以上の要因により、12日の基準価額は以下のとおりとなっています。

（各種情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

ファンド名称	基準価額(円)		前日比	
	1月8日	1月12日	騰落幅	騰落率
損保ジャパン-DBLCI コモディティ 6	2,454	2,329	-125	-5.09%

（参考）原油価格の推移

2015/1/1～2016/1/11

（単位：米ドル/バレル）



出所：Bloomberg

（参考）灯油価格の推移

2015/1/1～2016/1/11

（単位：米セント/ガロン）



出所：Bloomberg

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

ファンドの特色

- 「ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）」が表す、商品（コモディティ）市況の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
 - 主として、「ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）」の騰落率に償還価額等が概ね連動するユーロ円債に投資します。
 - ドイツ銀行本店により発行されるユーロ円債を主要投資対象とし、ユーロ円債への実質投資割合は原則として高位とします。
 - このユーロ円債が直接各商品先物へ投資しているのではなく、6つの商品先物で構成されているDBLCI（指数）に概ね連動するように設計されています。したがって、このユーロ円債は、6つの商品先物の価格変動により値動きが生じます。
 - DBLCIを構成している商品先物は現状すべて米ドル建てですので、当ファンドには主に米ドルの為替変動リスクがあります。
 - 結果として、ユーロ円債は、主に商品先物の価格と為替変動の影響により価格が変動します。
- ※ファンドでの運用管理費用（信託報酬）のほか、ユーロ円債でのインデックス管理コスト等のその他費用などを含めて、当ファンドの基準価額が計算されます。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 銘柄集中投資リスク

当ファンドは、特定のユーロ円債を高位に組入れるため、複数銘柄に分散投資を行う他ファンドと比べて十分な分散投資効果が得られず、当該債券の価格変動及び信用状況等が当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼします。

◆ 価格変動リスク

当ファンドは、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）の騰落率に概ね連動するユーロ円債を主要投資対象とします。ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）は、指数を構成する商品先物の価格、為替、金利の変動の影響を受けます。この指数が下落すると、ユーロ円債の価格も下落することになり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

ユーロ円債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れているユーロ円債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ユーロ円債の発行体の債務不履行等が発生した場合等は、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売却できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ユーロ円債の売却にあたっては、特定の金融機関の買い取りによる形式となりますが、この金融機関の経営不振等によりユーロ円債の買い取りに支障が生じた場合には売却ができなかったり、想定外に不利な価格での売却となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。
- ◆ 当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債が償還となった場合、再投資するユーロ円債の指数との連動性や費用等の諸条件が異なることがあり、その場合は当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。なお、再投資しようとするユーロ円債の諸条件が著しく異なる場合等には、再投資をせずに、当ファンドを繰上償還することがあります。また、組入れたユーロ円債の発行体等の信用状況が著しく悪化した場合には、ユーロ円債の組入比率を大幅に引き下げることがあり、全てのユーロ円債を売却した場合等は、当ファンドを繰上償還する場合があります。
- ◆ 当ファンドは、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）に概ね連動するユーロ円債を主要投資対象としますが、ユーロ円債の組入比率や、評価価格と実際の売買価格との差、売買タイミング、ユーロ円債に関する費用等により、ファンドの運用成績は、指数を下回る場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> 申込日または翌営業日がフランクフルトまたはロンドンの銀行休業日にあたる日 申込日または翌営業日がインデックス営業日でない日にあたる日 (インデックス営業日) (土曜日、日曜日以外)商業銀行、外国為替取引所が支払決済を行い、ニューヨーク市で一般業務を行う日(外国為替取引および外貨預金業務を含む)、かつNew York Mercantile Exchange (“NYMEX”)、the London Metal Exchange (“LME”)、Commodity Exchange Inc., New York (“COMEX”)、およびthe Board of Trade of the City of Chicago Inc. (“CBOT”)が取引のために開いている日。ただし、NYMEX、LME、COMEX、CBOTのいずれかが通常営業日の取引終了時間前に終了すると予定されている日を除く。 申込日または翌々営業日がドイツのイースターの休日(聖金曜日)、レイバーデイ、ならびにクリスマスの休日にあたる日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 平成19年8月13日)
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)が改廃となったとき、実質組入れユーロ円債の再投資を著しく異なる条件で行うこととなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則5月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度(ジュニアNISA)が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.134% (税抜1.05%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.50% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.50% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、インデックス管理コスト(ユーロ円債において年間1.0%が徴収されます。)、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 ● インデックス管理コスト： インデックスの管理のために、ドイツ銀行グループに対して支払われる費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号) 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 03(5290)3519 ●営業第二部</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管及び管理を行います。</p> <p>みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)</p>
販売会社	<p>受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。</p>

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○				
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
カブドコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	※3
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
SMB C日興証券株式会社 (投信スーパーセンター・ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
浜銀 T T 証券株式会社 (東海東京 S M A においてのみのお取扱 いとなります)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
東海東京証券株式会社 (東海東京 S M A においてのみのお取扱 いとなります)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○				※3
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

「DBLCI(ドイツ銀行グループ商品指数)の著作権・正確性等について」

ドイツ銀行、Deutsche Bank AG、DBLCI、Deutsche Bank Liquid Commodity Indexおよびドイツ銀行グループ商品指数は、ドイツ銀行の商標またはサービスマークであり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が当ファンドに関連して使用するためにライセンスされています。

当ファンドは、ドイツ銀行、その関連会社またはそれらの役員等(以下、個別にまたは総称して「ドイツ銀行グループ」といいます。)により提供、保証または推奨されるものではありません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの保有者に対しまたは一般的に、有価証券全般(特に当ファンド)への投資の妥当性またはDBLCIが一般的な市場のパフォーマンスを追跡する能力に関して、明示的なものであるとまたは黙示的なものであるとを問わず、いかなる表明または保証も行いません。DBLCIは損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係にドイツ銀行グループが決定、作成および算出するものです。

ドイツ銀行グループは、DBLCIの決定、作成および算出にあたり、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の必要性を考慮する義務を負いません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの設定時期、価格もしくは数量の決定または当ファンドの換金方法の決定もしくは計算についていかなる責任も負いません。ドイツ銀行グループは、当ファンドの事務管理、営業または売買取引に関していかなる義務または責任も負いません(但し、ドイツ銀行グループが販売会社となる取引について販売会社として負担する義務を除きます)。ドイツ銀行グループは当ファンドと類似し、競合し得る金融商品等を独自に発行し、またはスポンサーとなることがあります。さらにドイツ銀行グループはDBLCIおよびDBLCIを構成する商品先物取引に連動するスワップ、オプションおよび派生商品を積極的に取引しており、このような取引がDBLCIの数値や当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

ドイツ銀行グループは、DBLCIまたはDBLCIに含まれるデータの質、正確性および完全性を保証しておらず、ドイツ銀行グループはDBLCIに関する誤り、不作為または障害等について責任を負いません。ドイツ銀行グループは、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他の個人もしくは法人がドイツ銀行グループより許諾された権利に関連してDBLCIまたはDBLCIに含まれるデータの使用等により被る結果について、明示的なものであるとまたは黙示的なものであるとを問わず、いかなる保証も行いません。ドイツ銀行グループは、DBLCIまたはDBLCIに含まれるデータが商品性を有することまたは特定の目的もしくは使用に適合することに関して、明示的にも黙示的にも一切保証するものではありません。

また、前記の定め効力を制限することなく、いかなる場合であれ、ドイツ銀行グループは、その過失によるものであっても、また発生可能性について通知を受けていた場合であっても、DBLCIの使用に関して、またはこれに依拠したことから生ずる損失または損害(付随的、派生的、懲罰的その他を問わず、利益の逸失を含みます。)に対しいかなる責任も負いません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。